

アスリート委員会 運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本近代五種協会、定款第39条に基づいて設置するアスリート委員会（以下「委員会」という）の運営に関し、必要な事項を定める。

(委員会の実行事項)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) アスリートを保護・支援する活動に関する事項
- (2) 選手強化における各種委員会等の決議事項等への意見具申
- (3) 各競技会の運営・審判等に関する意見・施策具申
- (4) アンチ・ドーピングの教育や啓発に関する事項
- (5) 本会主催事業に協力し、競技の普及発展に寄与する事項
- (6) JOC アスリート委員会との協力・連携に関する事項
- (7) その他

(委員会の構成)

第3条 委員は、原則として会員の選手によって構成され性別やカテゴリー等幅広く構成する。

- 2 委員会は委員長を置き、必要に応じて副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表して理事会に出席する。
- 4 委員は、委員長含めて若干名とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の議長は委員長が行う。
- 3 委員会の議決は、委員の過半数をもっておこなう。
但し、自筆書面による委任状はこれを有効とする。

4 委員会の議決内容は、議事録により競技力強化委員会に報告され、必要に応じて競技力強化委員会の協議事項とする。

5 その他、委員会の運営に関しては理事会の決議による。

第6条 この規則は、理事会の決議をもって改廃する。

付則

1. この規則は、令和3年12月18日より施行する。